富山家庭裁判所委員会（第４２回）開催議事概要

１　開催日時

令和６年７月８日（月）午前１０時から午後零時まで

２　開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

３　出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

稲村睦子、嶋野珠生、谷口恭子、恒川一宇、中山大行、長島寧子、野澤良民、古市茂

【説明者】

橋本次席家裁調査官、田中主任家裁調査官、深野総務課庶務係長

【事務担当者】

財前首席家裁調査官、谷口主任家裁調査官、大林家裁首席書記官、蒔田次席書記官、坂下家裁訟廷管理官、南出事務局長、川崎家裁事務局次長、齋藤家裁総務課長、茂住家裁総務課課長補佐、深野地裁総務課庶務係長

４　進行次第

⑴　委員長の選任

⑵　委員長の挨拶

⑶　新委員の紹介

⑷　委員長代理の指名

⑸　前回の委員会での提言に対する取組状況についての報告

⑹　議事「再非行防止のための教育的措置の工夫等（特定少年を中心に）」

ア　概要説明

イ　意見交換

別紙のとおり

５　次回のテーマ

裁判所職員の採用広報について（仮称）

６　次回の開催期日

令和６年１２月４日（水）午前１０時

（別紙）

意　見　交　換

（○委員、●委員長）

●　１８歳・１９歳はどのような年齢かということや、１８歳・１９歳に期待する成人としての態度や知識等について御意見をお伺いしたい。

○　「おはようございます」と挨拶することから教えなければならないのが現状であり、その傾向は以前よりも顕著である。また、アクシデントが発生したときに、それまでに頭の中で考えていたことを瞬時に引き出し行動することが必要なところ、それも難しい。その都度、振り返りをしながら、こちらの考えや思いを対面で熱く語り、しっかり伝えることが必要である。

○　まだ子供であると感じる。自分自身がやったことを振り返らせることに年々手がかかるようになってきている。最初から挨拶ができる子は、それなりの育ち方をしてきている。そうでない子には、一対一で顔を見ながら対話をすることが重要だが、成人として必要な生活力を向上させるのには時間がかかると思う。

○　情報は持っているが体験は少ない、プライドは高いが自信はない、という子が多い印象がある。そのため、先ほど説明のあった老人ホームや乳児院での社会奉仕活動という体験は有効であると感じた。

○　１８歳・１９歳は、誘惑に流されがちな年齢である。たくさんの情報をどう使いこなすかが大事だと思う。

○　就職や進学で手が離れる年齢であるが、責任を持って社会に出ていけるかが問題である。以前、スクールロイヤーから、被害者側だけでなく、加害者側を守ることも大切で、注意・指導して終わらせるのではなく、再犯防止の観点から、「困った子」ではなく「困っている子」とみて関わるべ

きだ、と言われたことがある。現在の教育現場では、教えるのではなく主体的に考えさせることが大切だという考え方になっている。自由には責任が伴うということを気付かせる必要がある。

○　社会に出る一歩手前の大事な時期だが、その自覚がなく、社会に居場所がないと悩んでいる人もいる。大人がフォローや働き掛けすべき年齢である。

●　非行少年に対する教育的措置の在り方について御意見をお伺いしたい。

○　１８歳・１９歳は、児童福祉法と少年法の狭間の年代であり、未熟であるが故に社会での手助けが必要である。家庭裁判所は、ここでしっかりするんだよと本人にも親にも示せる場所であり、職場や社会としっかりつながりができるようにすることが重要である。家庭裁判所に送致されたことで、親も子もしっかりと向き合うことができるのではないかと思う。自分の居場所があると感じられる場所にどのようにつなげるか、少年鑑別所を含めた関係機関と協力をすることが大事だと思う。

○　親がキーになる。先ほどの説明で、富山県では離婚した両親がそろって裁判所に来るという話があったが、そういう環境を活かしてほしい。きれいな成功談よりも挫折した体験談の方が心にしみることから、そういった話を親も含めて提示できれば効果的だと思う。

○　罪を犯した子は、それまで常に反省させられてきていることから、自己肯定感や自己有用感を高める取組が必要だと思う。例えば社会奉仕活動の中で、みんなで効果を認め合ったり、声を掛け合ったりなどして、良いところをほめて伸ばしてあげることは大事である。

○　１８歳・１９歳は、どこかでまだ保護される対象であるという考えを持っている。しかし、法律上は成人扱いされるので、そこにギャップがある。１８歳・１９歳で罪を犯すということは重いことなのだということを

自覚させることも必要だと思う。

- 皆様からいただいた貴重な御意見は、今後の家庭裁判所での取組の参考とさせていただきたい。